

山梨県公報

号外第十三号

令和元年

七月十二日

金 曜 日

目 次

- 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例……………三
- 山梨県森林環境譲与税金条例……………三
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………四
- 選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………四二
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………四三
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………四四
- 山梨県消防関係手数料条例等の一部を改正する条例……………四四
- 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例……………四五
- 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………四五
- 山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例……………四五
- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………四六
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………四六
- 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例……………六六

条例のあらまし

○山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例(条例第二号)

(子ども福祉課)

1 社会生活への適応が困難となった児童に対して心理に関する治療、生活指導等を行い、もってこれらの者の福祉の増進を図るため、次のとおり児童心理治療施設を設置することとした。

(一) 児童心理治療施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜

(2) 位置 甲府市

(二) 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜に所長その他の職員を置く。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○山梨県森林環境譲与税金条例(条例第三号)(森林環境総務課)

1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十四条第二項各号に掲げる施策の実施に必要な経費の財源に充てるため、山梨県森林環境譲与税金を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。

6 基金は、法に定める施策の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第四号)(人事課)

1 地方公務員法等の一部改正に鑑み、会計年度任用職員制度を導入するため、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例、山梨県警察職員給与条例及び山梨県非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正して、会計年度任用職員の給与等について定めることとした。

(二) その他関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第五号)(市町村課)

1 選挙長等に対する報酬の額を次のとおり改定することとした。

職 名	報 酬 額	
	改 定 後	改 定 前

選挙長 選挙長職務代理者	一日につき	一日につき
選挙分会長 選挙分会長職務代理者	一〇、八〇〇円	一〇、六〇〇円
審査分会長 審査分会長職務代理者		
選挙立会人	一日につき	一日につき
審査分会立会人	八、九〇〇円	八、八〇〇円

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第六号）（人事課）

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、勤務時間制度の弾力的な運用により多様な働き方を可能とする環境を整備するため、次の改正を行うこととした。

(一) 休憩時間の分割、延長、短縮及び追加

(1) 障害を有する場合に、休憩時間の分割、延長、短縮及び追加ができることとした。

(2) 在宅勤務をする場合に、休憩時間の延長及び追加ができることとした。

(3) 通勤等により混雑する時間帯を避けるため通勤時間を変更する場合に、休憩時間の短縮ができることとした。

(二) 早出遅出勤務

(1) 公務に関する能力の向上に資する修学をする場合に、早出遅出勤務ができることとした。

(2) 障害を有する場合に、早出遅出勤務ができることとした。

(3) 通勤混雑の緩和のための時差通勤を行う場合に、早出遅出勤務ができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第七号）（財政課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の改定を行うこととした。

(一) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改定する。

(二) 採石業務管理者試験手数料等の額を改定する。

(三) 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請に係る經由手数料の額を改定する。

(四) 電気工事士免状交付手数料等の額を改定する。

2 この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県消防法関係手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第八号）（消防保安課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の改定を行うこととした。

(一) 山梨県消防法関係手数料条例の一部改正

危険物取扱者試験手数料等の額を改定する。

(二) 山梨県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正

火薬類保安責任者試験手数料の額を改定する。

(三) 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正

高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の額を改定する。

(四) 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正

液化石油ガス設備士試験手数料の額を改定する。

2 この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第九号）（産業人材育成課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、技能検定試験手数料の実技試験の額を改定することとした。

2 この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十号）（警察本部生活安全企画課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の改定を行うこととした。

(一) 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料等の額を改定する。

(二) 山梨県警察関係手数料条例の一部改正

(1) 猟銃等取扱講習会手数料等の額を改定する。

(2) 機械警備業務管理者講習手数料の額を改定する。

2 この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県収入証紙条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）（出納局会計課）

1 自動車の保管場所証明に係る手数料の納付等における県民の利便性の向上を図るため、次の改正を行うこととした。

- (一) 電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る手数料を徴収する場合には、証紙による収入の方法によらないことができることとした。
- (二) 納人の利便その他の事情を勘案して規則で定める場合には、証紙による収入の方法によらないことができることとした。
- 2 この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。
- **山梨県条例等の一部を改正する条例**（条例第十二号）（税務課）
 - 1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 前年の合計所得金額が百三十五万円以下で児童扶養手当の支給を受けているひとり親を個人県民税の非課税の対象に加えることとした。
 - (二) 特別法人事業税の創設に伴い、消費税率十パーセント段階において還元される法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き下げることとした。
 - (三) 消費税率引上げに伴う対応として、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に取得した自家用乗用車について、自動車税環境性能割の税率を一パーセント分軽減することとした。
 - (四) 自動車税種別割の税率の引下げ等について
 - (1) 令和元年十月一日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から税率を引き下げる（恒久減税）こととした。
 - (2) 令和三年四月一日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車に係るグリーン化特例の適用対象を、電気自動車等に限定することとした。
 - (五) その他規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和元年十月一日から施行することとした。ただし、1(一)、(三)及び(四)については、公布の日から施行することとした。
- **山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）（企業局総務課）
 - 1 下釜口発電所の常時使用水量の変更に伴い、下釜口発電所の常時出力を改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）（教育庁高校改革・特別支援教育課）
 - 1 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園を甲府市に設置することとした。
 - 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例をここに公布する。
令和元年七月十二日

山梨県条例第二号

山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の二の児童心理治療施設（次条において「児童心理治療施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第二条 児童心理治療施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜	甲府市

(職員)

第三条 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜に所長その他の職員を置く。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県条例第三号

山梨県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十四条第二項各号に掲げる施策の実施に必要な経費の財源に充てるため、山梨県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条の施策の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の九を削る。

第八条の十中「任期付職員法」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)」に、「前条」を「第六条から第八条の五まで」に、「当該規定」を「これらの規定」に改め、同条を第八条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の給料月額)

第八条の十 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「第二号

会計年度任用職員」という。)の給料月額は、第六条から第八条の五までの規定にかかわらず、当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を基礎として、職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及び経験その他の事情を考慮した上で、予算の範囲内で、任命権者が決定する。

2 第二号会計年度任用職員の職務の級は、各給料表における職務の級一級(当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員の職務が、医療職給料表(二)の適用を受ける薬剤師、医療職給料表(三)の適用を受ける保健師、看護師及び技師並びに研究職給料表の適用を受ける研究員及び学芸員のそれぞれの職務に相当する場合にあつては、職務の級二級)とする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における第二号会計年度任用職員(第三十三條の二において「特例第二号会計年度任用職員」という。)の給料月額は、任命権者が人事委員会と協議して決定するものとする。

一 第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員がない場合

二 全国的に統一して定めることが特に必要と認められる基準により給料月額を定める必要がある場合

第三十三條の二第三項中「、第十六條」を削り、同条に次の三項を加える。

4 第十一条の二から第十四條まで、第十四條の四、第十六條、第十九條、第二十五条から第二十五条の三まで、第二十九条の二及び第三十三條の規定は、第二号会計年度任用職員(特例第二号会計年度任用職員を除く。)には適用しない。

5 第二号会計年度任用職員(特例第二号会計年度任用職員を除く。)のうち、任期が六月未満であるもの(任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期と直前の会計年度における任期との合計が六月以上となる場合を除く。)は、前項の規定を適用するほか、第三十一条から第三十二条の三までの規定は、適用しない。

6 第十一条から第十四條の五まで、第十六條から第二十五条の三まで、第二十九条の二及び第三十一条から第三十三條までの規定は、特例第二号会計年度任用職員には適用しない。ただし、任命権者が人事委員会と協議して決定した場合に限り、これらの規定の全部又は一部を適用することができる。

第三十四条に次の一項を加える。

8 前各項の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

第三十六条の見出し中「臨時又は非常勤の」を「臨時的に任用された」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第二十二条の三の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再任職
員以外
の職員

41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

再任用職員以外の職員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
再任用職員以外の職員	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			